

1 条例の目的

景観法に基づき、本市の良好な景観形成を推進するための景観計画を策定し、運用するために必要な事項を定めたものです。

景観計画に定める基準や届出等の手続きのほか、市長の附属機関として景観審議会を設置することや、景観アドバイザー制度等について定めています。

2 条例の構成

- (1) 総則
目的、用語の定義、市・事業者・市民の責務、都・近隣自治体との協議
- (2) 景観計画
景観計画策定の手続き、重点地区
- (3) 行為の規制等
届出・通知、事前協議、指導・勧告・変更命令
- (4) 地域景観資産制度
地域景観資産・眺望の視点場の指定、景観重要建造物、景観重要樹木
- (5) 表彰及び助成
表彰、技術的援助等
- (6) 八王子市景観審議会及び景観アドバイザー
景観審議会の設置、景観アドバイザーの設置
- (7) 雑則

3 改正の概要

- (6) 八王子市景観審議会及び景観アドバイザー
八王子市景観審議会の所掌事項に、屋外広告物に関する事項を追加する。

第32条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議し、その結果を答申するほか、当該各事項について市長に意見を求めることができる。

- (1) 景観計画に関する事項
- (2) 事前協議に関する事項
- (3) 勧告及び変更命令等に関する事項
- (4) 地域景観資産及び眺望の視点場の指定等に関する事項
- (5) 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定等に関する事項
- (6) 八王子市屋外広告物条例に基づく市の施策に関する事項 【追加】
- (7) 前各号に定めるもののほか、良好な景観を形成するため、市長が必要と認める事項

4 意見募集のポイント

中核市移行に伴い八王子市屋外広告物条例を制定するにあたり、本条例に基づいて設置されている「景観審議会」を、屋外広告物条例に基づく市長の附属機関に位置づけるため、本条例を改正します。

景観審議会の委員に屋外広告物に関する専門家や団体代表者を加えることで、市が既に実施している景観形成の取り組みと連携を意識して屋外広告物に関する議論を進めることができ、「市景観条例・景観計画に基づく屋外広告物の規制」の制度づくりを目指します。

5 参考